

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年九月十九日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二十番一 地先から</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百一番二 地先から</p> <p>下新倉一丁目千五百七十六番九地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目千五百五十九番一 地先から</p> <p>千七百七十八番地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二番三 地先から</p> <p>三千七百四番一地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二番一 地先から</p> <p>三千七百三十一番四地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目千五百七十番一 地先から</p> <p>千五百七十一番一地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十四・〇</p> <p>百三十八・〇</p> <p>百二十・〇</p> <p>三十四・〇</p> <p>百九十六・〇</p> <p>三十・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十五・〇</p> <p>十五・〇から</p> <p>十二・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>